

文京区障害者差別解消支援地域協議会について

1 設置

障害者差別解消法第17条第1項の規定に基づき、文京区において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、文京区障害者差別解消支援地域協議会を設置する。

2 所掌事項

- (1) 障害を理由とする差別を解消するために必要な情報を交換すること。
- (2) 障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこと。
- (3) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関して協議会が必要と認める事項

3 委員構成

区分	所属等	人数
当事者委員	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児（家族を含む。）	4名以内
事業者委員	東京商工会議所文京支部、文京区商店街連合会、店舗等	4名以内
障害福祉サービス等事業者	障害福祉サービス等事業者（障害児通所支援事業者を含む。）	2名以内
専門委員	法曹、医療、雇用、学識経験者	5名以内
地域関係団体の代表者	文京区町会連合会、文京区民生委員・児童委員協議会、文京区社会福祉協議会	3名
関係機関の代表者	文京区障害者就労支援センター、文京区障害者基幹相談支援センター	2名
区職員	区民部長、福祉部長、保健衛生部長、教育推進部長	4名

4 幹事構成

区民部経済課長
福祉部障害福祉課長
保健衛生部予防対策課長
保健衛生部保健サービスセンター所長
教育推進部教育センター所長

5 これまでの協議事項

年度	協議事項
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消支援地域協議会について ・ 障害者差別解消に係る区の実施について ・ 文京区における障害を理由とする差別に関する相談事例等
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供に関する事例について ・ 今年度の文京区の実施について ・ 障害者理解促進及び差別解消のための条例案（都の動向）について
平成 30 年度	<p>【第 1 回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例について ・ 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行に伴う区の実施について <p>【第 2 回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供に関する事例 ・ 障害者差別解消の推進に係る区の実施について ・ 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行後の状況について ・ 東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況 ・ 新聞等で話題になった関連事例
令和元年度 (協議会は中止。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供に関する事例 ・ 障害者差別解消の推進に係る区の実施について ・ 東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況 ・ 主な相談事例及び新聞等で話題になった関連事例
令和 2 年度 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供に関する事例 ・ 障害者差別解消の推進に係る区の実施について ・ 東京都障害者権利擁護センターにおける相談受付状況 ・ 主な相談事例、報道事例